

## 評 価 基 準

## 1 評価項目と配点

| 審査項目   | 評価項目 |                    | 配点<br>(満点) | 評価の着眼点  |
|--------|------|--------------------|------------|---|
| 実績     | 1    | 平成23年度以降の業務実績      | 10         | ・十分な実績を持ち、かつ、その業務内容が本業務に生かされると判断できるか。   |
|        | 2    | 配置予定技術者の実績         | 15         | ・配置予定技術者が十分な実績を持ち、かつ、その業務内容が本業務に生かされると判断できるか。                                       |
|        |      | 小計                 | 25         |   |
| 実施方針   | 3    | 業務の理解度及び意欲         | 10         | ・本業務の目的を十分に理解し、目的を達成するために必要なポイントを押さえた提案がなされている。<br>・積極的に取り組む意欲を感じられるか。              |
|        |      | 小計                 | 10         |   |
| 提案内容評価 | 4    | 政策課題の抽出            | 15         | ・必要な情報の整理、分析、可視化がされたうえで、多機能が融合する複合施設において、相乗効果を最大限発揮するため、適切な課題の抽出が期待できるか。            |
|        | 5    | 公募要件（特定テーマ）の設定プロセス | 15         | ・特定テーマの設定プロセスと重視すべき点についての確実かつ実現性がある提案をしているか。<br>・政策課題、地域特性等与条件を理解して提案しているか。         |
|        | 6    | 実効性のあるモニタリング       | 15         | ・本業務の目的・条件・内容の理解度が高く、基本計画と設計をつなぐための実効性のある手法及び実施体制が提案されているか。                         |
|        | 7    | 業務工程及びスケジュール       | 15         | ・業務工程が具体的に設定され、スケジュールに妥当性があるか。<br>・業務履行期間内における効率的な業務遂行のための工程上のポイントや留意点が具体的に示されているか。 |
|        |      | 小計                 | 60         |   |
| 見積額評価  | 8    | 見積額                | 5          | ・次の方法により評価し、得点を付与する。<br>(最も低い見積額×5) / 参加者の見積額<br>(小数点以下第2位を切り捨て)                    |
| 合計     |      |                    | 100        |   |

## 2 各評価項目の得点化

評価項目ごとに、次に示す判断基準により得点化する。

| 項目   | 業務内容                                  | 配点 |
|------|---------------------------------------|----|
| 業務実績 | ① 基本設計又は実施設計業務のいずれかに関するプロジェクトマネジメント業務 | 5  |
|      | ② 基本設計又は実施設計業務のいずれかに関する発注支援業務         | 3  |
|      | ③ 基本設計又は実施設計業務                        | 2  |

※各業務内容の合計点とする。

(例) ①、②、③の全ての実績がある場合 ①5点+②3点+③2点=10点

| 項目        | 判断基準  | 配点 |
|-----------|---|----|
| 配置予定技術者実績 | ① 【管理技術者】<br>・ 市政全般の総合調整を要する計画策定支援に従事した実績がある場合  | 7  |
|           | ② 【管理技術者】<br>・ 以下のいずれかの資格を有する場合<br>ア 技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく技術士の登録<br>イ 【総合技術監理部門(選択科目:建設一般並びに都市及び地方計画)】<br>ロ 【建設部門(選択科目:都市及び地方計画)】 | 3  |
|           | ③ 【照査技術者】<br>・ 以下のいずれかの資格を有する場合<br>ア 技術士法に基づく技術士の登録<br>イ 【総合技術監理部門(選択科目:建設一般並びに都市及び地方計画)】<br>ロ 【建設部門(選択科目:都市及び地方計画)】              | 3  |
|           | ④ 【担当技術者(建築担当)】<br>・ 以下の資格を有する場合<br>・ 建築士法(昭和25年法律第202号)に規定する一級建築士  | 2  |

※各実績の合計点とする。

(例) ①、②、③、④の全てを満たす場合 ①7点+②3点+③3点+④2点=15点

| 項目          | 評価 | 判断基準         | 配点率         |
|-------------|----|--------------|-------------|
| 提案内容評価・実施方針 | A  | 特に優れている      | 各項目の配点×1.00 |
|             | B  | 優れている        | 各項目の配点×0.75 |
|             | C  | 概ね優れている      | 各項目の配点×0.50 |
|             | D  | やや優れている      | 各項目の配点×0.25 |
|             | E  | 仕様書を満たしている程度 | 各項目の配点×0.00 |

## 3 応募者の評価得点

①100点満点とし、「1評価項目と配点」に示す各評価項目ごとに、上記判断基準により得点化する。

②各評価項目の得点は、審査委員の評価点の合計の平均値とする。なお、平均値は小数点以下第2位を切り捨てた値とし、各評価項目の平均値を合計した得点を評価得点とする。

③評価得点が2者以上同点の場合は評価基準の「提案内容評価」の評価点の合計がより高い者を最優秀企画提案者とする。

④③の選定においても2者以上同点の場合は、審査委員会の協議により最優秀企画提案者を選定する。

⑤応募者が1者であっても、プレゼンテーション等を行う。

⑥最低基準点は60点とし、評価得点が最も高い提案者の得点が60点未満であった場合は、最優秀企画提案者として選定しない。(応募者が1者の場合を含む)